

第435回小野市議会定例会提出議案の概要について

議案第3号	令和4年度小野市一般会計予算
<p>安心して住み続けられるまち“おの”を目指し、地域脱炭素事業モデルの構築、新都市南北線をはじめとする道路ネットワークの拡充や図書館東市街地開発に向けた調査など新たなまちづくりを推進。また、未来を見据えたポストコロナへの対応や住民サービスの水準維持を図りながら将来にわたって持続可能な財政を堅持するもの。</p>	
令和4年度	23,000,000千円
令和3年度	21,600,000千円
比較	1,400,000千円

議案第4号	令和4年度小野市国民健康保険特別会計予算
<p>被保険者数の減少による保険給付費等の減額を見込んだもの。</p>	
令和4年度	5,097,000千円
令和3年度	5,360,000千円
比較	△263,000千円

議案第5号	令和4年度小野市介護保険特別会計予算
<p>保険給付費及び地域支援事業費の増額を見込んだもの。</p>	
令和4年度	4,510,000千円
令和3年度	4,500,000千円
比較	10,000千円

議案第6号	令和4年度小野市後期高齢者医療特別会計予算
<p>被保険者数の増加に伴う保険料収入の増額を見込んだもの。</p>	
令和4年度	712,000千円
令和3年度	697,800千円
比較	14,200千円

議案第7号	令和4年度小野市都市開発事業会計予算
ひょうご小野産業団地整備関連事業負担金の減額を見込んだもの。	
令和4年度	22,700千円
令和3年度	30,300千円
比較	△7,600千円

議案第8号	令和4年度小野市水道事業会計予算
河合浄水場改修工事、櫛送水ポンプ更新工事及び重要給水施設配水管整備事業による増額を見込んだもの。	
令和4年度	2,733,000千円
令和3年度	2,358,000千円
比較	375,000千円

議案第9号	令和4年度小野市下水道事業会計予算
マンホールポンプなどの下水道施設更新工事や雨水路整備工事の増額を見込んだもの。	
令和4年度	3,140,000千円
令和3年度	3,115,000千円
比較	25,000千円

議案第10号	令和3年度小野市一般会計補正予算(第10号)
国の補正予算による補助金を活用し小野希望の丘陵上競技場の既設スタンドに屋根を設置、大池総合公園テニスコート等の照明LED化、新部橋等の修繕による増額及び決算見込みによる不用額などを補正しようとするもの。	
補正額	△486,000千円 減額
補正後総額	23,413,500千円

議案第11号	令和3年度小野市介護保険特別会計補正予算(第2号)
施設サービスの開始遅れなどによる保険給付費(施設介護サービス給付費)の減額等を補正しようとするもの。	
補正額	△64,000千円 減額
補正後総額	4,436,000千円

議案第12号	令和3年度小野市水道事業会計補正予算（第2号）		
<p>収益的収支は、給水収益の決算見込みによる増額並びに受託工事費の減額による収入補正、雨水管工事に伴う仮設給水管設置工事等の減額による支出補正、また、資本的収支は、中谷増圧ポンプ更新工事等の減額による支出補正をしようとするもの。</p>			
収益的収入	補正額	6,000千円	追加
	補正後総額	1,436,000千円	
収益的支出	補正額	△57,000千円	減額
	補正後総額	1,258,000千円	
資本的支出	補正額	△99,000千円	減額
	補正後総額	940,000千円	

議案第13号	令和3年度小野市下水道事業会計補正予算（第2号）		
<p>収益的収支は、使用料の決算見込み等による収入補正、管渠費等の経費の決算見込による支出補正、また、資本的収支は、出資金の決算見込みによる収入補正、固定資産購入費の決算見込みによる支出補正をしようとするもの。</p>			
収益的収入	補正額	15,000千円	追加
	補正後総額	1,700,000千円	
収益的支出	補正額	△50,000千円	減額
	補正後総額	1,639,000千円	
資本的収入	補正額	△72,000千円	減額
	補正後総額	784,000千円	
資本的支出	補正額	△7,000千円	減額
	補正後総額	1,423,000千円	

議案第14号	小野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
<p>育児・介護休業法等の改正に伴い、育児休業を取得できる非常勤職員について、1年以上在職という要件の廃止及び職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を義務付けようとするもの。 [令和4年4月1日施行]</p>			

議案第15号	小野市個人情報保護条例及び小野市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>デジタル改革関連法の整備に伴い、当該条例の引用部分等の整理を行おうとするもの。 [公布の日から施行]</p> <p>※統計法に係る部分については令和4年4月1日施行</p>	

議案第16号	小野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について																												
<p>医療費が増加する中で、高所得者における課税限度額を引き上げるとともに、未就学児の均等割額を5割減額し、子育て世帯の負担を軽減しようとするもの。 [令和4年4月1日施行]</p>																													
<p>《課税限度額》 (年額)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>基礎課税分</th> <th>後期高齢者支援金分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改定後</td> <td>65万円</td> <td>20万円</td> <td>17万円</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>63万円</td> <td>19万円</td> <td>17万円</td> </tr> <tr> <td>改定額</td> <td>+2万円</td> <td>+1万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			基礎課税分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	改定後	65万円	20万円	17万円	改定前	63万円	19万円	17万円	改定額	+2万円	+1万円	—												
	基礎課税分	後期高齢者支援金分	介護納付金分																										
改定後	65万円	20万円	17万円																										
改定前	63万円	19万円	17万円																										
改定額	+2万円	+1万円	—																										
<p>《未就学児1人当たりの均等割負担額（軽減1/2）》 (年額)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯区分</th> <th colspan="3">内 訳</th> <th rowspan="2">改正前負担額</th> </tr> <tr> <th>基礎課税分</th> <th>後期高齢者支援金分</th> <th>合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割軽減世帯</td> <td>4,110円</td> <td>1,305円</td> <td><u>5,415円</u> ←</td> <td><u>10,830円</u></td> </tr> <tr> <td>5割軽減世帯</td> <td>6,850円</td> <td>2,175円</td> <td><u>9,025円</u> ←</td> <td><u>18,050円</u></td> </tr> <tr> <td>2割軽減世帯</td> <td>10,960円</td> <td>3,480円</td> <td><u>14,440円</u> ←</td> <td><u>28,880円</u></td> </tr> <tr> <td>その他の世帯</td> <td>13,700円</td> <td>4,350円</td> <td><u>18,050円</u> ←</td> <td><u>36,100円</u>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>(基礎課税分) (後期高齢者支援金分)</p> <p>※均等割 : 27,400円 + 8,700円 = 36,100円</p>		世帯区分	内 訳			改正前負担額	基礎課税分	後期高齢者支援金分	合計額	7割軽減世帯	4,110円	1,305円	<u>5,415円</u> ←	<u>10,830円</u>	5割軽減世帯	6,850円	2,175円	<u>9,025円</u> ←	<u>18,050円</u>	2割軽減世帯	10,960円	3,480円	<u>14,440円</u> ←	<u>28,880円</u>	その他の世帯	13,700円	4,350円	<u>18,050円</u> ←	<u>36,100円</u> ※
世帯区分	内 訳			改正前負担額																									
	基礎課税分	後期高齢者支援金分	合計額																										
7割軽減世帯	4,110円	1,305円	<u>5,415円</u> ←	<u>10,830円</u>																									
5割軽減世帯	6,850円	2,175円	<u>9,025円</u> ←	<u>18,050円</u>																									
2割軽減世帯	10,960円	3,480円	<u>14,440円</u> ←	<u>28,880円</u>																									
その他の世帯	13,700円	4,350円	<u>18,050円</u> ←	<u>36,100円</u> ※																									

議案第17号	小野市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>子育て世代への経済的負担の軽減措置として実施している 満18歳到達年齢年度末までの医療費の完全無料化について 令和4年3月31日までの期限を3年間延長し、令和7年3月31日まで実施しようとするもの。 [公布の日から施行]</p>	

議案第18号	小野市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>ひょうご小野産業団地の開発に伴い、整備された2公園を市の公園として設置及び管理しようとするもの。</p> <p>【設置する公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご小野産業団地1号公園（山田町1991-7、1438-92 2,640㎡） ・ひょうご小野産業団地2号公園（山田町1991-6 1,173㎡） <p style="text-align: right;">[令和4年4月1日から施行]</p>	

議案第19号	小野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
<p>年金制度改正法により、労災年金担保貸付事業が廃止されるため、(株)日本政策金融公庫や沖縄振興開発金融公庫に限り、年金たる補償を受ける権利を担保に供することができるとする例外規定を削除しようとするもの。</p> <p style="text-align: right;">[令和4年4月1日から施行]</p>	

議案第20号	小野市道路線の認定について
<p>垂井南土地区画整理に伴う開発地内の路線及び大島町の橋梁移管に伴う市道1149号線と市道4243号線を接続する路線を新たに認定するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道1758号線 L=195.66m 垂井町 ・市道1759号施 L=151.92m 垂井町 ・市道1760号線 L=136.81m 垂井町 ・市道4460号線 L=21.00m 大島町 	

議案第21号	小野市道路線の変更について
<p>浄谷町自治会からの要望による路線の延伸に伴う終点位置の変更及び垂井南土地区画整理に伴う路線の起点位置の変更を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道219号線 L=448.02m 浄谷町 (延伸距離73.42m) ・市道1141号線 L=82.84m 垂井町 (延伸距離39.34m) 	